

昨7日夜、チュニジア政府報道官は、夜間外出禁止措置等の国内感染症対策及び入国措置の強化を次のとおり発表しました。

下記は、4月9日（金）から4月30日（金）までの措置となります。

1 国内の予防措置

- 夜間外出禁止時間について、午後7時から翌午前5時までとするよう各県知事に求める。
- 公私問わず集会・デモの禁止。
- 定期市の中止。
- 感染蔓延地域について、地方委員会の報告に基づき、県知事が閉鎖を判断。
- 予防措置の厳格な適用。
- 4月12日から公的部門はラマダン期間中の特別勤務時間を適用。

2 入国措置関係

- 入国後の自主隔離期間について、現行の48時間から「入国後5日間の自主隔離」に変更。
（当館注：入国5日目にPCR検査を受け、陰性であれば、隔離終了。チェックイン前72時間以内に受検したRT-PCR検査による陰性証明書の提出等その他の措置は引き続き有効。）

チュニジア各地で英国株の発生事例が報じられるなど、新規感染数が急増していますので、マスクの着用や上記措置を遵守し、引き続き感染予防にご留意ください。

感染症対策は、今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載していますので、参考にさせていただくと共に、万が一感染が判明した場合は当館にご一報いただくようお願い致します。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和3年4月8日

在チュニジア日本国大使館

9、Rue Apollo XI、Cite Mahrajene、1082 Tunis、TUNISIE

電話 : +216-71-791-251/ 792-363/ 793-417